

箕面市自転車等の駐車秩序の確立に関する条例の改正について

1. 背景と課題

(1) 現行条例では対応できない放置ケースについて

- ・ 指定区域外の市道や公園などでの放置自転車は、放置されて相当期間を経過した後に所有権が放棄された物としてしか撤去できず、かつ、長期間保管後に産業廃棄物として有料で処分せざるを得ない。(条例に位置付けなければ、市が販売して処分することができない)
- ・ 塾や量販店などの駐車需要施設の所有者などが、駐輪場を十分に確保せず、道路上への駐輪を放置している事象がある。
- ・ 1回あたりは短時間だが繰り返し放置される自転車(通勤、通学など)を取り締まらない。

(2) 移動保管手数料について

- ・ 放置自転車の一時保管場所として、市営駐輪場を使用しているが、駐輪場保管費用から算定すると実態と比較して安価である。
- ・ 放置自転車として撤去されたと知りながら、その日に盗難届を出し、移動保管手数料の減免を不正に受ける「ルールの悪用」が他市で見受けられ、これを防ぐ必要がある。

2. 課題解決の方向性

放置自転車を移動・保管・売却できる対象エリアを拡大するとともに、放置が改善されない塾や量販店など駐車需要施設への対策を加味して条例を改正する。

(1) 放置自転車の移動等ができる範囲を拡大

- ・ 現行条例では、駅周辺の道路(国道・府道・市道)を対象に放置自転車の移動等を規定しているところ、これに加え、本市が管理する道路、公園、広場、公用や公共用に供する施設まで対象を拡大し、放置自転車の移動等ができるよう規定する。
- ・ 併せて、長期間放置されている自転車だけでなく、繰り返しの放置行為に関しても条例の対象とする。

(2) 塾や量販店など駐車需要施設への指導等の手続きを新たに規定

- ・ 駐輪場を十分に確保せず、道路上への駐輪を放置している塾や量販店が見受けられることから、その施設等の所有者や管理者に対して、その責務を明記し、放置自転車が発生しないよう努力義務を課すとともに、自転車の所有者はもとより、駐車需要施設の管理者(塾や量販店など)にも市が警告できる規定を追加する。

(3) 放置自転車等の移動保管手数料の改定

- ・ 現行の放置自転車等保管場所は、牧落、桜井の市営駐輪場で保管しており、平均の保管期間から算定すると手数料が安価であるため、移動保管手数料を改定する。

(4) 放置自転車等の移動保管手数料の減免規定の変更

- ・ 現行条例では、「移動する日までに盗難届を提出された場合」に無料返還することを規定

しているが、これを悪用し、移動された後（当日中）に盗難届を提出することで移動保管手数料の支払いを免れようとする事例があることから、手数料減免の対象を「移動する日の前日までに盗難届が提出されている場合」に変更し、不正を防止する。

3. 条例改正の主な内容

（１）主な改正内容

	現行	改正後
移動の対象となる場合	駅周辺道路等自転車等の放置が著しい放置禁止区域で放置された場合	(1) 放置自転車禁止区域内で放置された場合 (2) (1)を除く公共の場所で ①同一の場所で、繰り返し自転車（同一の自転車とは限らない。）が放置された場合 ②同一の自転車が繰り返し放置された場合（同一の場所に限らない。） (3) (1)を除く公共の場所で、放置自転車により当該場所の機能が低下している場合
放置自転車を警告する対象者	駐車需要施設への警告指導などの規定はなし。	駐車需要施設に対する警告等を規定 (1) 駐車需要施設の責務に放置の防止の努力義務を追加 (2) 駐車需要施設への警告を追加 (3) 駐車需要施設への指導が出来ることを追加
移動保管手数料	原動機付自転車 1台 6,180 円 自転車 1台 3,080 円	原動機付自転車 1台 <u>8,000 円</u> 自転車 1台 <u>4,000 円</u>
手数料免除規定	自転車等の移動する日までに、警察署に当該自転車の盗難について被害届が提出されているとき	自転車等の移動する日の <u>前日</u> までに、警察署に当該自転車の盗難について被害届が提出されているとき

（２）施行期日

公布の日から施行

ただし、移動保管手数料及び同手数料の免除規定の施行期日は平成30年10月1日（3か月間の周知期間をおく）

4. 今後のスケジュール

平成30年6月 箕面市自転車等駐車秩序の確立に関する条例改正案を市議会定例会に提案
7月 改正条例（移動保管手数料関係を除く部分）を施行
10月 改正条例（移動保管手数料関係部分）を施行